平成24年 3月31日制定

(目的)

第1条 この要綱は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号。以下「法」という。)の施行について、墓地、埋葬等に関する法律施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十四号)および防府市墓地、埋葬等に関する法律施行細則(平成二十四年防府市規則第九号。以下「細則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(経営許可の申請)

- 第2条 施行細則第2条の墓地の経営許可の申請に関する事項として、 次のとおりとする。
 - (1)申請者は、墓地等の経営又は変更の許可申請にあたり、細則第 2条の規定に定めるもののほか、次に掲げる書類も添えて市長に提 出するものとする。
 - 一 団体の総意であることを示す議事録等の書面
 - 二 宗教法人にあっては、寺則
 - 三 墓地等に係る土地の公図等又は筆界を記載した図
 - 四 傾斜地にあっては、断面図
 - 五 申請計画に係る隣接土地所有者の同意書
 - 六 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの
 - (2)申請書に添付する墓地等に係る土地の登記事項証明書は、原則 として、当該区域及び敷地が一筆(地番)を分割する場合は分筆後 の証明書、実測面積が証明書の地積と異なる場合は当該地積を変更 した後の証明書とする。
 - (3)墓地等に係る土地については申請者の所有であることを原則とするが、申請者が止むを得ず第三者の所有する土地を使用する場合は、当該土地に係る賃貸借契約書等を申請書に添付するものとする。 (経営許可の変更)
- 第3条 細則第4条第1項第2号に掲げる経営者の氏名の変更は、人

格が変更された場合は含まないものとする。

(経営許可の基準等)

- 第4条 許可の基準等に関する事項は、次のとおりとする。
 - (1)「火葬炉の防臭、防じん設備等」については、適当な高さの煙突、 排ガス再燃焼装置等をいうものとする。
 - (2)墓地土地境界から、細則別表に定める距離内に鉄道・国道・県道その他重要な道路・河川・海岸・住宅・学校・病院その他多数人の集合する場所がある場合、それらの管理者又は居住者から墓地等の設置に支障ない旨の書面が提出されている場合は、細則第5条ただし書きを適用することができる。
 - (3) その他、細則第5条ただし書きの適用は、公衆衛生、宗教感情及び公共の福祉の観点から総合的に判断するものとする。

(事前協議)

- 第5条 墓地等の経営又は変更の許可申請にあたっては、申請者は、 付近住民等との係争防止のために原則として着工前に事前協議書を 提出するものとし、その手続きについては次のとおりとする。
 - (1)申請者は、事前協議書として別添第1号又は第2号様式を市長に提出するものとする。添付書類は、細則第2条および本要綱第2条(1)に掲げる書類とする。
 - (2) 市長は、協議書の審査を墓地等の設置又は変更の許可に準じて 行うとともに、隣接土地所有者及び付近住民との係争防止並びに他 法令に抵触することのないよう、申請者への指導の徹底を図る。
 - (3) 市長は、申請者に対し、申請計画に係る隣接土地所有者及び付近住民等の同意について報告を求めるものとする。

(調査書)

第6条 市長は、細則第2条に係る書類を受け、墓地・納骨堂・火葬 場調査書(別添第3号様式)を作成し、これを保管する。

(墓地等の台帳)

第7条 市長は、墓地・納骨堂・火葬場台帳(別添第4号様式)を作成のうえ関係事項を記載して保管する。

(都市計画事業等に係る墓地又は火葬場の届出)

- 第8条 法第11条の規定により法第10条の許可があったものとみなされる施設等にあっては、当該墓地又は火葬場の経営者は、墓地・火葬場の新設・変更・廃止届(別添第5号様式)に事業認可証又は事業承認証の写しのほか次に掲げる書類を添えて市長に届け出るものとする。
 - (1)新設の場合は、細則第2条第1項第1号から第5号に掲げる書類
 - (2)変更の場合は、細則第2条第1項第1号から第5号に掲げる書類のうち変更に係るもの

(書類の提出部数)

第9条 申請者が細則第2条又は第4条の規定に基づき市長に提出する書類及び法第11条に係る前記4(2)ウの届出書の提出部数は、 1部とする。

(許可証)

第10条 市長は、申請者からの提出書類を審査した上で許可を与える場合は、許可証(別添第6号様式又は別添7号又は別添8号様式) を作成し、申請者に交付するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に 定める。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

墓地・納骨堂・火葬場経営事前協議書

年 月 日

(宛先) 防府市長

申請者 住 所

氏 名

(電話 -

墓 地 下記のとおり 納骨堂 の経営の許可を受けたいので、関係書類を添えて協議します。 火葬場

記

	ДU
称	
在 地	
本籍	
住 所	
氏 名	
住 所	
氏 名	
面積	m^2
区 画 数	区画
敷 地 面 積	m^2
建築面積	m^2
延べ面積	m^2
建物の構造	造
納骨設備の基数	基
	在地本所氏所名所名所名所名所名有数数数数数有数有数有数有数有数有数有数有数方数方数方数方数方数方数方数方数方3方3方3方3方3方4方3方4方4方5方 <t< td=""></t<>

			敷	地	面	積						m^2
			建	築	面	積						m^2
			延	ベ	面	積						m^2
火	葬	場	建	物	の構	造						造
			ルオ	幸炉	基	数						基
) 	千万	燃	料						
			附	属	施	設	1 4	死体安置所 その他(2	付添人控所	3	残骨処理施設
申		青	の)	理	由						
'	н	14			·							

添付書類

- 1 墓地等に係る土地の登記事項証明書
- 2 付近の見取図及び平面図
- 3 施設の管理方法を記載した書面
- 注 1 協議者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに 名称及び代表者の氏名を記入すること。
 - 2 「火葬場」欄の「附属施設」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
 - 3 墓地等に係る土地についての使用権原を有することを証する書類(墓地等に係る土地を所有していない場合に限る。)を添付すること。
 - 4 納骨堂又は火葬場にあつては、施設の構造設備を明らかにした図面を添付すること。
 - 5 宗教法人又は公益法人にあつては、登記事項証明書を添付すること。

墓地・納骨堂・火葬場変更許可事前協議書

年 月 日

(宛先) 防府市長

協議者 住 所 氏 名 (–)

墓 地 の 区 域 下記のとおり 納骨堂 の 施 設 の変更に係る許可を受けたいので、 火葬場

関係書類を添えて協議します。

記

名		称							
所	在	地							
がい	更事	五		変	更	Ø	内	容	
多	史 尹	' 垻 '	変	更	前	2		更	後
変	更の理	提 由							

添付書類

- 注 1 協議者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに 名称及び代表者の氏名を記入すること。
 - 2 墓地、埋葬等に関する法律施行細則第2条第1項各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添付すること。

墓地・納骨堂・火葬場調査報告書

(立会者:

											(<u> </u>				,
調査年月	日	平成	年	月	日	調	查者										
区分	ì			墓	j	地	•	納	骨	堂	•	火	葬	場			
				新	Ē	設	•	変		更	•	廃		止			
				調		查		1	F	IJ	Į						
		鉄道、	国道、	県道、	その	つ他:	重要	な道	路か	らの	距離						km
		河川、	海岸カ	らの路	主離												m
	場所	住宅、	学校、	病院が	350	り距隔	雜										
		その他	1の多人	、数の集	合っ	トる:	地か	らの	距離								
墓地		土地の	状況及	ひ飲用	水									適	•	否	
		塀又に	性坦														
	設備	通路0)幅														
	雨水等の		達の排力	く路													
		区画数	Ź														区画
	場所	住宅、	学校、	病院が	150	り距	雑										m
		その他	1の多人	数の集	自合す	ナる:	地か	らの	距離								m
		出入口	の施録	Ē										有	•	無	
/ L H M			と備の 基	基数													基
納骨堂	設備	塀又に	塀又は生垣														
火葬場		火葬炉	の防身	見、防じ	こん装	支置	等							適	•	否	
		火葬炉	の基数	女													基
		その他	1の設備	Ħ													
墓地又は	L k納骨	堂の廃止	にに									<u> </u>					
		の状況、															
場の廃止	にあ	っては代	六替														
施設の状	沈																
細則第4	· 条た	だし書き	を														
適用することが適当と認			: 認														
められる場合は、その理由																	
半		定															

墓地 · 納骨堂 · 火葬場台帳

P.				墓	地 •	納	骨	堂	•	火	. <u>ತ</u>	幸	場		
区	2	分	住		所	氏			名	,	変	更	年	月	日
経	経営者 (法人にあっては、代表者)の氏名を併記すること。)											•			
(法人に												•			
の氏名	を併記するこ	٤. /										•			
												•			
												•		•	
管	理	者										•		•	
												•			
												•			
区 分		新		設			変	更り	Z	は	廃	止			
	可年月 可又は承認年														
許	可番-	号													
	パ可又は承認														
名	7	脉 													
所	在	也													
土地の別	有、借用	月の別	所 🤊	有・借											
墓地	面	積			m²										
屋 地	区画	並 数			区画										
	敷地	面積			m²										
	建築i	面積			m²										
	延べ	面積			m²										
納骨堂	建物の	構造			造										
火葬場	納骨	設備			基										
八乎物	火葬炉	基数			基										
	/ \ J⊤/19	燃料													
	附属施設														

(裏)

記	事	欄

墓地・火葬場の新設・変更・廃止届

年 月 日

(宛先) 防府市長

申請者 住 所 氏 名 (電話 –)

墓 地 新設 都市計画事業 許可 下記のとおり 納骨堂の変更 土地区画整理事業 承認 を受けたので 火葬場 廃止 届け出ます。

記

名		称	
所	在	地	
	本	籍	
管 理 者	住	所	
	氏	名	
上地武士士	住	所	
土地所有者	氏	名	
事業認可	(承認) 年月	日	年 月 日
事業認可	(承認)番	号	第 号
墓地	面	積	m^2
左 地	区 画	数	区画
	敷 地 面	積	m^2
	建築面	積	m^2
	延べ面	積	m^2
火 葬 場	建物の構	造	造
	火葬炉基	数	基
	然然	料	
	附属施	設	1 死体安置所 2 付添人控所 3 残骨処理施設4 その他(

添付書類 事業許可証又は事業承認証の写し

- 注 1 届出者の住所及び氏名は、法人の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者 の氏名を記入すること。
 - 2 「火葬場」欄の「附属施設」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
 - 3 新設又は変更の場合は、防府市墓地、埋葬等に関する法律施行細則第2条第1 項第1号から5号に掲げる書類(変更の場合は、変更に係るものに限る)を添付 すること。

		指令	号
		(申請者 住所)
		(申請者 氏名)
		た墓地の経営については、墓	
		第10条第1項の規定に基づ	ゔき、下
記のとおり許可しる	ます。		
左 (左) 日 日		
年 (年) 月 日		
防府i	节 E .		
ו ניול ניפן	71 17		
墓地の名称			
= + W			
所 在 地			
N u o			2
敷 地 面 積			m²
区 画 数		Z	[画

指令		号
(申請者	住所)
(申請者	氏名)

年 月 日付けで許可申請のあった墓地の区域の変更については、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条第2項の規定に基づき許可します。

年(年)月日

- 1 墓地の名称
- 2 変更の内容

	変更前	変更後
所在地		
面積	m²	m²

指令	号	
(申請者	住所)	
(申請者	氏名)	
年 月 日付けで許可申請のあった、(墓地所在地) の	
墓地の廃止については、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年) 10条第2項の規定に基づき、許可します。	法律第48号)第	
年(年)月日		
防府市長		

(申請者	住所)
(申請者	氏名)

指令

号

年 月 日付けで許可申請のあった火葬場の経営については、墓地、 埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条第1項の規定に基づき、 下記のとおり許可します。

年(年)月日

火葬場の名称	
所 在 地	
敷地面積	m²
建築面積	m²
延べ面積	m²
火葬炉の基数	基

指令		号
(申請者	住所)
(申請者	氏名)

年 月 日付けで許可申請のあった火葬場の区域の変更については、 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条第2項の規定に 基づき許可します。

年(年)月日

防府市長

火葬場の名 称
火葬場の所在地

2 変更の内容

	変更前	変更後
火葬炉の基数	基	基

(申請者 住所)

(申請者 氏名)

年 月 日付けで許可申請のあった、(火葬場所在地)の火葬場の廃止については、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条第2項の規定に基づき、許可します。

年(年)月日

指令		号
(申請者	住所)
(申請者	氏名)

年 月 日付けで許可申請のあった納骨堂の経営については、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり許可します。

年(年)月日

刹	中堂	の名和			
所	₹	Ē	地		
敷	地	面	積	m²	
建	築	面	積	m²	
延	ベ	面	積	m²	
納	骨	基	数	基	:

(申請者	住所)

指令

(申請者 氏名)

뭉

年 月 日付けで許可申請のあった納骨堂の納骨基数の変更については、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり許可します。

年(年)月日

- 1 納骨堂の名 称 納骨堂の所在地
- 2 変更の内容

	変更前	変更後
納骨基数	基	基

指令	号
1 🗀 🗎	<i>'J</i>

(申請者 住所)

(申請者 氏名)

年 月 日付けで許可申請のあった、(納骨堂所在地)の納骨堂の廃止については、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条第2項の規定に基づき、許可します。

年(年)月日